

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直しを求める意見書

市町村合併については、地方分権の推進や国、地方における著しい財政の悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中、基礎的地方公共団体である市町村の行政規模の拡大や効率化を図るという観点から、国、県ともに積極的に進めてきたところであり、現在は平成22年3月までを時限とする新合併特例法による取り組みが進められている。

市町村合併の形態はさまざまであり、市と郡内町村の合併や郡内町村同士の合併、あるいは郡域を越えた合併など、地域の実情に合わせた形で合併が進められることにより、これまでの郡・市の構成が大きく変化し、これに伴って都道府県議会の議員の選挙区の見直し等も進められてきたところである。

一方、衆議院議員の選挙区画については、公職選挙法により、行政区画に変更があっても衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区は、なお従前の区域によるとされ、選挙区の改訂勧告は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「審議会法」という。)第4条により10年ごとに行われる国勢調査に基づきなされることとなっており、次期勧告は平成22年以降となることを見込まれるところである。

このままでは、異なる選挙区同士の市町村が合併した場合は、有権者は従前の選挙区で投票することとなるため、次期勧告までは新たに誕生した同一市町村の住民が選挙区によって二分される事例も生じており、市町村としての一体感が損なわれてしまうことが懸念されている。

市町村合併により数多くの新たな地域社会が出現し、住民の融和と地域づくりが進んでいる中で、衆議院議員の選挙区だけが見直しをされないのは、市町村行政の規模の拡大や効率化という合併の趣旨にそぐわないものである。

よって、国におかれては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と、より実情に即した選挙の実施のため、平成14年7月の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における「公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」にもあるように、審議会法第4条第2項に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改訂に係る衆議院選挙区画定審議会の早期勧告を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様